第五十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」、「（第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。）」及び後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」、「（同条第九項前段に規定する場合を除く。）」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「前条第十六項」を「前条第十五項」に改め、「又は第六十八条の四十六第九項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十一項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に改め、「又は第六十八条の四十六第十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第五十七条の四第一項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項第二号中「（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額」を「前事業年度」に改め、「（その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）」を削り、「これらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ」を「当該金額を」に、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これらの金額」を「当該金額」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「その日において当該特定原子力発電施設に係る連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」及び「（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これら」を「、これら」に、「とする。次項」を「。同項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等から」を「前事業年度から」に改め、「連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十四第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」、「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十四項中「第五十五条第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十五項及び第十六項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」、「（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十六項中「第五十五条第十九項及び第二十項前段」を「第五十五条第十八項及び第二十項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十七項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五十七条の四の二第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」及び「その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に、「とする。以下この条」を「。同項及び第四項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、同項第三号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）